

# 令和6年度いの町国民健康保険保健指導事業特定健診受診勧奨委託業務に係る仕様書

## 1 業務名

令和6年度いの町国民健康保険保健指導事業特定健診受診勧奨委託業務

## 2 業務期間

契約日 から 令和7年3月20日 まで

## 3 業務内容

委託者は、受託者に対して以下の業務を委託する。

### (1) データ分析業務

#### ・提供データ

委託者は、受託者に次のデータを提供する。このほかに必要なデータについては、協議のうえ提供する。

- ① 特定健診結果等情報データ（保健指導情報）
- ② 特定健診結果等情報データ（健診結果情報（横展開））
- ③ 被保険者管理台帳
- ④ 印字用宛名データ

・宛名番号、郵便番号、住所、漢字氏名、カナ氏名

受託者は、上記データを分析し、以下の業務の実施を通して効率的・効果的な受診勧奨を実現するための分析を行う。

### (2) 受診勧奨通知

データ分析を基に効果的な受診勧奨通知を作成する。

#### ① 対象者

令和6年度特定健診未受診者を対象とする。

#### ② 実施時期（予定）

令和6年9月頃、令和6年12月頃

#### ③ 通知物

通知物は、データ分析を基に対象者により内容を変えるなど効果的な内容とすること。

通知物及び送付対象者の郵便番号、宛先、宛名は、委託者が提供する情報を基に、受託者が印刷するとともに委託者から提供される健診受診者などの除外対象者となる情報を基に、受託者は最終的な勧奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、原則発送日の2週間前までの授受とする。

なお、通知物の印刷内容に関して、受託者は委託者に事前に校正の確認を行う。受託者は、委託者の要望による修正を実施する。

### (3) 勧奨結果の効果検証

委託者は、受託者に令和6年度の受診者データを提供し、受託者は本事業実施による受診率の変化等について報告書を作成し発注者に報告する。

受託者は、検証結果を基に次年度以降に実施すべき有効な施策について委託者に提案をする。

#### 4 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払は、事業完了後の一括払いとする。
- (2) 受託者は、業務終了後速やかに委託者に業務完了届を提出すること。委託者は、速やかに検査等を実施し、受託者は、検査等に合格したのち委託者へ代金の支払いを請求する。
- (3) 委託者は、受託者から提出された請求書を審査し、適正と認めたときは受領した日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

#### 5 情報の保護

- (1) 委託者及び受託者は、本業務の履行にあたり知り得た情報を第三者に漏らさないこと。(資料の転写、複写、転載、閲覧及び貸出を含む)
- (2) 受託者は、本業務に関するデータ管理について、漏えい、滅失、き損及び改ざんを未然に防止するための措置を講じること。
- (3) 業務完了後、受託者は本業務の履行にあたり収集、管理したデータを委託者に引き渡すものとする。ただし、当該データから個人情報を削除し、個人を特定できない状態にしたうえで保管、利用することができるものとする。

#### 6 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務の履行にあたり最新の注意をもって個人情報の管理にあたるものとする。
- (2) 受託者は、本業務の保護に関する法律及び関連する各種規定を順守するものとする。

#### 7 その他

- (1) 受託者は自治体での受診勧奨業務の実績を有するものとする。
- (2) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等にかかる経費については全て受託者の負担とする。
- (3) 受け渡しデータのフォーマットについては別途協議して定めるものとする。
- (4) 受託者は、委託者が要請する緊急の連絡や協議に迅速に対応する。
- (5) 契約締結後速やかに全体スケジュール等の詳細について打ち合わせを実施すること。
- (6) 報告書のフォーマットについては、別途協議し提供すること。
- (7) その他、本仕様書に定めのない事項については委託者、受託者が協議して定める。